

設立趣旨書

「STOP！個人情報漏えい・登録しよう本人通知制度」
市民ネットワーク

横 2 0 1 1 年 1 月、愛 知 県 で 発 覚 し た 「ガ ル エ ー ジ ャ シ ー 東 名
 件 は 探 偵 会 社 プ ラ イ ム を 合 法 し 務 事 所 」 に よ り 昨 年 6 月 現 在 不 正 取 得 一 取 得 正
 取 得 職 員 務 上 請 求 用 紙 を 偽 造 し 全 国 1 万 件 の 個人 情 報 超 年 長 報 告 等 戸 籍 警 買 官 八 口 運
 局 実 態 籍 の 明 取 得 不 正 取 得 行 政 書 務 所 長 は 結 婚 相 手 の 身 元 調 査
 護 士 5 年 の 改 正 事 務 所 長 は 結 婚 相 手 の 身 元 調 査 に 使 わ れ て い た 。
 法 規 の 改 正 事 務 所 長 は 結 婚 相 手 の 身 元 調 査 に 使 わ れ て い た 。
 な く 捕 獲 し た 証 言 し 戸 籍 同 和 地 区 の 同 和 地 区 を 行 動 と な り 、
 気 調 査 証 言 し 戸 籍 同 和 地 区 の 同 和 地 区 を 行 動 と な り 、
 人 は 結 婚 相 手 の 身 元 調 査 に 使 わ れ て い た 。
 避 け たい と いう 行 動 と な り 、
 「 2 0 0 5 年 止 防 止 制 度 は 捕 獲 し たい と いう 行 動 と な り 、
 不 正 取 得 防 止 制 度 は 捕 獲 し たい と いう 行 動 と な り 、
 町 4 0 市 実 施 の 通 知 制 度 は 捕 獲 し たい と いう 行 動 と な り 、
 町 っ 登 録 の 戸 籍 同 和 地 区 の 同 和 地 区 を 行 動 と な り 、
 差 別 の 人 に 対 し て 登 録 の 戸 籍 同 和 地 区 の 同 和 地 区 を 行 動 と な り 、
 に つ い て 登 録 の 戸 籍 同 和 地 区 の 同 和 地 区 を 行 動 と な り 、
 戸 籍 同 和 地 区 の 同 和 地 区 を 行 動 と な り 、
 重 さ れ 登 録 の 戸 籍 同 和 地 区 の 同 和 地 区 を 行 動 と な り 、
 登 録 の 戸 籍 同 和 地 区 の 同 和 地 区 を 行 動 と な り 、

2013年6月5日

「STOP！個人情報漏えい・登録しよう本人通知制度」 市民ネットワークの活動について

(1) 目的

市民ネットワークは戸籍等の不正取得や個人情報の売買の防止につながる「本人通知制度」の周知啓発を通じて、本人通知制度への登録の促進をはかるとともに、身元調査を許さないまちづくり、人権が尊重される社会づくりの実現を目的とする。

(2) 市民ネットワークの構成とよびかけ

同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求大阪実行委員会の加盟団体による府民運動として展開し、士業団体をはじめ、在阪の各種団体にも呼びかけ、幅広い団体のネットワークを構成し、大阪府民に呼びかける。

市民ネットの構成：同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求大阪実行委員会
呼びかけ団体：8士業団体・大阪府調査業協会
大阪不動産マーケティング協議会
経済三団体・マスコミ各社

(3) 市民ネットワークの財源について

大阪実行委員会の府民運動として展開していくため、かかる費用の財源については、大阪実行委員会の予算から拠出することとする。

(4) その他

当面、事務局を大阪実行委員会の事務局が担うこととするが、とりくみ内容に応じて、大阪実行委員会事務局団体が分担して、事務局を担うこととする。

差別身元調査根絶、本人通知制度の周知啓発運動 要綱

2013年6月5日

1. 運動の目的

- (1) 相次ぐ大量の戸籍不正取得事件、個人情報売買される事件の続発をふまえ、差別身元調査を根絶するための府民意識の醸成と高揚を図る。
- (2) 差別身元調査を防止する「登録型本人通知制度」の周知啓発を進め、登録者増を図るとともに、制度の充実にむけた検討を行い、よりよい制度の実施をはかる。
- (2) 戸籍や住民票とともに、個人情報が不正に取得された被害者に対する救済のシステムを確立する。
- (4) 本人告知など真相究明で明らかとなった事実をふまえ、身元調査を根絶するための法制度の改正とともに「人権委員会設置法案」の実現の世論を盛り上げる。
- (5) 上記のとおりくみを通じ、大阪実行委員会の強化と拡大を図る。

2. 運動体の名称

「STOP！個人情報漏えい・登録しよう本人通知制度」市民ネットワーク

3. 運動の主体

同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求大阪実行委員会を主体として運動を進め、8土業団体など関係する団体、在阪の各種団体に市民ネットワークの運動への参画を呼びかけ、運動のウイングを広げる。

4. とりくみの柱

- (1) 戸籍不正取得事件、個人情報売買事件とともに、身元調査を防止する「本人通知制度」の広報・啓発のとりくみ
- (2) 「登録型本人通知制度」の制度の検討を行い、制度の充実を図る
- (3) 土業団体をはじめ在阪の各種団体による身元調査を許さないとりくみの実施のはたらきかけ
- (4) 戸籍や住民票、個人情報が不正に取得された被害者に対する本人告知の実施による救済のとりくみ
- (5) 身元調査を根絶する法制度の検討と国に対する法制度改正のとりくみ

5. 地域実行委員会・加盟団体における具体的なとりくみについて

【地域実行委員会を軸とした市（町村）民運動の展開】

（1）運動の趣旨

- ① 戸籍等不正取得事件、個人情報売買事件など悪質な差別事件を市（町村）民に対し周知啓発する。
- ② 身元調査を防止する「本人通知制度」の周知啓発を通じた登録者増の促進を図る。
- ③ 人権侵害の被害者を救済する法制度の実現にむけた世論の醸成をはかる。

（2）具体的なとりくみの内容について

- ① 大阪実行委員会が作成する啓発グッズ（ポスター・ステッカー・チラシなど）を活用した「登録型本人通知制度」の普及啓発のとりくみ
- ② 地域における市（町村）民集会の開催

戸籍不正取得事件、相次ぐ差別事件の実態等についての真相報告
「登録型本人通知制度」への登録の呼びかけ
人権侵害の被害者を救済する法制度実現にむけた世論づくり
- ③ 市町村自治体の「広報」をはじめ、地域実行委員会加盟団体の機関紙等による戸籍等不正取得事件の真相と「登録型本人通知制度」の周知啓発
- ④ 地域におけるイベント開催時や街頭等での周知啓発のチラシの配布
- ⑤ 各市町村におけるパネル展の実施

パネルを大阪実行委員会で作成予定
- ⑥ その他、地域の特性を活かしたとりくみの創造
 - ・ ロゴを掲載した封筒の作成など、創意工夫あるとりくみの展開

【加盟団体・各種団体におけるとりくみ】

(1) 運動の趣旨

- ① 戸籍等不正取得事件、個人情報売買事件など悪質な差別事件を市（町村）民に対し周知啓発する。
- ② 身元調査を防止する「本人通知制度」の周知啓発を通じた登録者増の促進を図る。
- ③ 人権侵害の被害者を救済する法制度の実現にむけた世論の醸成をはかる。

(2) 具体的なとりくみの内容について

- ① 大阪実行委員会が作成する啓発グッズ（ポスター・ステッカー・チラシなど）を活用した「登録型本人通知制度」の普及啓発のとりくみ

- ② 地域における市（町村）民集会の開催

戸籍不正取得事件、相次ぐ差別事件の実態等についての真相報告
「登録型本人通知制度」への登録の呼びかけ
人権侵害の被害者を救済する法制度実現にむけた世論づくり

- ③ 加盟団体の機関紙による戸籍等不正取得事件の真相と「登録型本人通知制度」の周知啓発

- ④ 各団体におけるイベント開催時や街頭等での周知啓発のチラシの配布

- ⑤ パネル展の実施

パネルを大阪実行委員会で作成予定

- ⑥ その他、団体の特性を活かしたとりくみの創造

・ ロゴを掲載した封筒の作成など、創意工夫あるとりくみの展開

- * 集会の開催時の戸籍不正取得の「真相報告」にあたって、大阪実行委員会の役員等の派遣を行う
- * とりくみ内容等、とりくみの報告について、大阪実行委員会事務局において集約を行う
- * 特に、大阪実行委員会加盟団体から地域団体（組織）に対し、地域実行委員会のとりくみへの結集を働きかけていただく
(例：部落解放同盟大阪府連 → 部落解放同盟各支部 への指示通達など)

6. 大阪実行委員会段階におけるとりくみ

(1) 駅頭や街頭での広報宣伝活動の展開

「改正部落差別調査等規制等条例」施行（10月）、人権週間（12月）などの節目に時期を設定し、大阪実行委員会事務局団体並びに部落解放同盟関係支部に協力を呼びかけ、主要ターミナル（梅田・難波・天王寺）において実施する。

(2) 人権パネル展のとりくみの実施

- ① 戸籍不正取得事件の真相とあいつぐ差別事件の実態、本人通知制度の普及啓発、人権委員会設置法をわかりやすく説明するパネルを作成する。
- ② 作成時期は、6～7月をめどとする
- ③ 大阪府内で拠点を設定しパネル展を開催し、終了後、地域実行委員会、各加盟団体に貸し出しを行い、パネル展のとりくみを展開する。

(3) 在阪の各種団体に対するとりくみの働きかけ

① 関係団体への働きかけ

差別身元調査根絶、本人通知制度の普及啓発のとりくみについて、大阪実行委員会加盟団体ではないが、連携する団体や本問題に関係する団体に対し、市民ネットワークとしてとりくみの実施を働きかける。

② 対象団体

- a 士業団体
- b 経済団体・業界団体
- c 各種団体

③ 各団体に依頼するとりくみの内容

- a 大阪実行委員会で作成する啓発グッズ（ポスター・ステッカーなど）を活用した「登録型本人通知制度」の普及啓発のとりくみ
- b 各団体における集会や研修会、イベントにおける戸籍不正取得事件等についての真相報告や「登録型本人通知制度」への登録の呼びかけ
- c 各団体の機関紙による戸籍等不正取得事件の真相と「登録型本人通知制度」の普及啓発
- d 人権の法制度の実現など大阪実行委員会のとりくみへの協力や支援

(4) 「登録型本人通知制度」の制度の検討並びに「本人告知」についての集約

① 設置の目的

- a 全国に先駆けて登録型本人通知制度が実施された大阪において、戸籍不正取得の根絶をめざす制度のあり方について検討を行い、府内全市町村における制度化をめざす。
- b 市町村自治体における被害者に対する「本人告知」ならびに相談窓口の設置などの状況について集約する。
- c 本人告知に関する自治体における規定（要綱、要領）の整備状況の集約

② 検討機関の対象案

大阪府、大阪市、堺市、大阪府市長会、大阪府町村長会を核に、啓発団体、研究団体の参加（今後、調整）のもと設置する。

事務局：部落解放同盟大阪府連合会

③ 検討の進め方

- a 集約、整理、一覧化・類型化
 - ・ 府内市町村・全国の先進的な市町村の本人通知制度の状況
 - ・ 本人通知制度の実施の中で出された課題や問題点
 - ・ 被害者に対する「本人告知」等についての実施状況
 - ・ 「本人告知」に関する自治体の規定（要綱等）の整備状況
- b 検討・協議
 - ・ 戸籍不正取得事件によって明らかとなった本人通知制度の限界や課題
 - ・ 戸籍不正取得事件を防ぐための本人通知制度のあり方、法改正の方向
 - ・ 法制度の実現に向けた立証事実としての戸籍不正取得事件の究明

7. その他のとりくみについて

(1) 啓発のグッズの作成について

- ① 作成物 : ポスター・ステッカー・チラシ
- ② 配布枚数 : 大阪実行委員会事務局で割当案を作成し、各団体と調整のうえ配布。

(2) 本人通知制度のホームページづくり

① 内 容

- a 本人通知制度とは何か（制度の説明）
- b 本人通知制度のおこりや実施までの経過
- c 府内市町村・近畿の市町村の制度実施の状況
- d 府内市町村の制度（手続・通知内容・証明内容・登録期間等）の概要
- e 府内市町村の登録数、通知数等の状況
- f 制度の課題
- g リンク（市町村のホームページ）
- h その他

② 時 期

今後、検討

(3) パンプ「差別事件が世に問うもの」の作成

- ① 身元調査を根絶する「本人通知制度」の普及、相次ぐ差別事件の実態、人権侵害の被害者を救済する「人権委員会設置法案」を周知することをわかりやすく理解していただくパンフを作成する。
- ② 作成：大阪実行委員会事務局
- ③ 配布先：衆議院議員・府会議員・大阪市会議員・市町村会議員
自治体首長・関係団体の長など

(4) DVD「身元調査の根絶、人権侵害被害者の救済の法制度の必要性と意義」

- ① 身元調査を根絶する「本人通知制度」の普及、人権侵害の被害者を救済する「人権委員会設置法案」を周知するDVDを製作する。
- ② 大阪実行委員会事務局構成メンバーを中心にDVD製作委員会を結成し、政策を進める
- ③ 製作時期については、検討する。

* 啓発グッズの配布数 (案)

	ポスター	ステッカー
部落解放同盟大阪府連合会	400	2000
(財)大阪府人権協会	50	200
部落解放大阪府企業連合会	20	100
大阪府地域支援人権金融公社	20	100
大阪同和・人権問題企業連絡会	300	2000
同和問題にとりくむ大阪宗教者連絡会議	100	500
人権啓発推進大阪協議会	100	1000
大阪企業人権協議会	100	1000
日本労働組合総連合会大阪府連合会	100	1000
部落解放大阪府民共闘会議	100	1000
部落解放・人権研究所	50	200
大阪府	100	1000
大阪市	100	1000
堺市	50	500
大阪府市長会	150	1500
大阪府町村長会		
地域実行委員会	各 50 (2450)	各 1000 (49000)
加盟団体	各 5 (200)	10 (400)
	4240	100000

農実施団体の状況

(平成25年3月31日時点)

	市町村名 (住基人口)	実施年月日	事前登録者数	通知 件数	証明発行 件数
1	大阪狭山市 (57,360)	H21.6.1	467	21	2
2	河南町 (16,293)	H21.8.1	78	9	0
3	岬町 (17,449)	H21.10.1	38	13	0
4	宮田林市 (118,689)	H21.12.1	73	31	15
5	田尻町 (8,194)	H22.1.5	25	0	0
6	高槻市 (354,284)	H22.2.1	363	84	
7	箕面市 (129,209)	H22.2.1	166	80	
8	泉佐野市 (101,364)	H22.2.15	32	7	5
9	吹田市 (349,822)	H22.3.1	302	85	16
10	河内長野市 (113,397)	H22.3.1	166	13	
11	太子町 (14,216)	H22.3.8	145	13	3
12	羽曳野市 (116,288)	H22.6.1	122	34	2
13	藤井寺市 (66,109)	H22.6.1	134	29	3
14	千早赤阪村 (6,038)	H22.6.1	25	9	1
15	柏原市 (72,166)	H22.10.1	184	4	0
16	四條畷市 (56,774)	H22.10.1	116	14	
17	摂津市 (82,253)	H22.11.1	143	6	0
18	松原市 (123,609)	H23.2.1	126	12	
19	忠岡町 (17,521)	H23.2.1	31	2	0
20	能登町 (11,897)	H23.3.1	16	2	
21	茨木市 (273,447)	H23.6.1	338	22	
22	交野市 (78,083)	H23.7.1	103	14	
23	貝塚市 (89,899)	H23.7.1	148	25	5
24	東大阪市 (486,260)	H23.9.1	125	21	
25	墨江町 (22,531)	H23.10.1	36	1	
26	池田市 (101,818)	H23.10.3	64	2	
27	豊中市 (391,371)	H23.11.1	179	157	
28	門真市 (126,190)	H24.1.5	201	35	
29	守口市 (144,013)	H24.2.1	388	46	
30	泉大津市 (76,129)	H24.3.1	50	3	
31	阪南市 (57,657)	H24.4.1	117	7	0
32	熊取町 (44,373)	H24.6.30	67	1	0
33	枚方市 (406,123)	H24.7.9	264	25	
34	寝屋川市 (239,906)	H24.7.9	53	8	
35	高石市 (58,977)	H24.8.1	36	4	
36	島本町 (30,414)	H24.8.1	73	2	
37	岸和田市 (200,273)	H24.10.1	75	2	0
38	和泉市 (185,336)	H24.10.1	35	5	
39	大東市 (123,573)	H24.10.1	107	2	
40	泉南市 (64,436)	H25.3.15	8	0	

※住基人口については平成24年3月31日現在。

各市町村の本人通知制度要綱の内容について

(平成25年3月31日時点)

市町村名	通知対象の範囲 (*1)	通知内容	申請・証明	証明内容			登録期間	公示送達
				証明内容	証明書の 申請期限	証明書の 手数料		
大 阪 狭 山 市	すべて	交付事実	有	交付年月日・交付種別・交付枚数 本人の代理人の氏名・住所	無	300円	無	無
河 南 町	すべて	交付事実	有	交付年月日・交付種別・交付枚数 本人の代理人の氏名・住所	無	300円	無	無
岬 町	すべて	交付事実	有	交付年月日・交付種別・交付枚数 本人の代理人の氏名・住所	無	300円	無	無
富 田 林 市	すべて	交付事実	有	交付年月日・交付種別・交付枚数 本人の代理人の氏名・住所	30日以内 (第8条)	300円	5年	無
田 尻 町	すべて	交付事実	有	交付年月日・交付種別・交付枚数 本人の代理人の氏名・住所	無	300円	無	有 (第11条)
高 槻 市	記載事項証明は対象外(第2条)	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	-----	---	---	3年	無
箕 面 市	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	-----	---	---	3年	無
泉 佐 野 市	すべて	交付事実	有	交付年月日・交付種別・交付枚数 本人の代理人の氏名・住所	30日以内 (第8条)	450円	3年	無
吹 田 市	すべて(*2)	交付年月日	有	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別 本人の代理人の氏名・住所	30日以内 (様式第4号)	300円	無 (除籍は5年)	無
河 内 長 野 市	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	-----	---	---	無 (除籍・除籍等は3 年)	無
太 子 町	すべて	交付事実	有	交付年月日・交付種別・交付枚数 本人の代理人の氏名・住所	無	300円	無	無
羽 曳 野 市	すべて	交付事実	有	交付年月日・交付種別・交付枚数 本人の代理人の氏名・住所	30日以内 (第8条)	200円	3年	無
藤 井 寺 市	すべて	交付事実	有	交付年月日・交付種別・交付枚数 本人の代理人の氏名・住所	30日以内 (第8条)	300円	5年	無
千 早 赤 阪 村	すべて	交付事実	有	交付年月日・交付種別・交付枚数 本人の代理人の氏名・住所	30日以内 (第8条)	300円	無	無
柏 原 市	すべて	交付事実	有	交付年月日・交付種別・交付枚数 本人の代理人の氏名・住所	30日以内 (第9条)	300円	2年	無
四 條 畷 市	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数	無	-----	---	---	3年	無
摂 津 市	記載事項証明は対象外(第2条)	交付事実	有	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	30日以内 (第11条)	300円	3年	無
松 原 市	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	-----	---	(郵送料の負 担あり)	3年	無
忠 岡 町	すべて	交付事実	有	交付年月日・交付種別・交付枚数 本人の代理人の氏名・住所	無	300円	無	無
能 勢 町	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	-----	---	---	3年	無
茨 木 市	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	-----	---	---	3年	無

116

図各市町村の本人通知制度要綱の内容について

(平成25年3月31日時点)

市町村名	通知対象の範囲 (*1)	通知内容	申請・証明	証明内容			登録期間	公示送達
				証明書の 申請期限	証明審 手数料			
交野市	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数	無	—	—	—	3年	無
貝塚市	すべて	交付事実	有	交付年月日・交付種別・交付枚数 本人の代理人の氏名・住所	30日以内 (第8条の2)	免除	3年	無
東大阪市	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	—	—	—	3年	無
豊能町	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	—	—	—	3年	無
池田市	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	—	—	—	3年	無
豊中市	消除されたものは対象外(第2条)	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	—	—	—	3年	無
門真市	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	—	—	—	3年	無
守口市	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	—	—	—	3年	無
泉大津市	すべて(*2)	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	有	交付年月日・交付種別・交付枚数 本人の代理人の氏名・住所	30日以内 (第8条の2)	300円	3年	無
阪南市	すべて	交付事実	有	交付年月日・交付種別・交付枚数 本人の代理人の氏名・住所・請求者種別	30日以内 (第9条)	300円	3年	無
熊取町	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	—	—	—	無	無
枚方市	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	—	—	—	3年	無
寝屋川市	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	—	—	—	3年	無
高石市	記載事項証明は対象外(第2条)	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	—	—	—	3年	無
島本町	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	—	—	—	3年	無
岸和田市	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	—	—	—	3年	無
和泉市	すべて	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	—	—	—	3年	無
大東市	記載事項証明は対象外(第2条)	交付年月日・交付種別 交付枚数・請求者種別	無	—	—	—	3年	無
泉南市	すべて	交付事実	有	交付年月日・交付種別・交付枚数 請求者種別・本人の代理人の氏名・住所	30日以内 (第8条)	400円	3年	無

(*1) 「すべて」とは、住民票(除票を含む)の写し及び記載事項証明書、戸籍(除籍を含む)の謄抄本及び記載事項証明書、戸籍の附票(消除された戸籍の附票を含む)の写しをいう。

(*2) 市所定様式ではない記載事項証明書は対象外。